

2026年2月4日
広島電鉄株式会社
バス事業本部

行政処分についてのご報告

弊社は、運行後に乗客を車内に取り残した事案を端緒として、国土交通省中国運輸局により実施された監査において、法令違反が認められたことにより、12月5日付で同局より下記の処分を受けました。

今回の処分を厳粛に受け止め、乗務員教育の徹底と運行管理体制の強化を図り、再発防止に取り組んでまいります。

記

1. 行政処分等の内容

文書警告（運転者に対する適切な指導及び監督が行われていなかった）

2. 処分を受けた日

2025年12月5日

3. 事案の内容

2025年9月10日、終点に到着した際の車内確認が不十分であったため、車内後部で眠っておられたお客様1名に気付かぬまま運転士が車両を離れたものです。

4. 再発防止について

乗務員教育の徹底と運行管理体制の強化を図り、再発防止に取り組んでまいります。

以上